

平成29年度標準監視指導回数

ランク	標準監視回数	業種等
A	2回以上／年	1回300食又は1日750食以上調製する飲食店営業・総菜製造業 過去2年間に行政処分を受けた施設 総合衛生管理製造過程承認施設 特別牛乳さく取処理業 乳処理業 集乳業 乳製品製造業 食肉製品製造業 乳酸菌飲料製造業 食鳥処理施設 と畜場併設食肉処理業
B	1回以上／年	A以外の飲食店営業(仕出し、弁当、旅館)・総菜製造業 アイスクリーム類製造業(一般) 魚肉練り製品製造業 食品の冷凍又は冷蔵業 清涼飲料水製造業 添加物製造業 食肉処理業 高知県食品総合衛生管理認証施設 酒類製造業(どぶろく特区において施設基準を緩和した施設) 1回300食又は1日750食以上調製するセンター方式の給食施設
C	1回以上／2年	飲食店営業(A,B以外一般食堂・レストラン、すし、めん類、中華料理、調理パン、軽食喫茶、料理店) 菓子製造業(パン・洋菓子、和菓子、その他) 食肉販売業(一般) 魚介類販売業(一般) あん類製造業 缶詰又は瓶詰食品製造業 食用油脂製造業 マーガリン又はショートニング製造業 みそ製造業 醤油製造業 ソース類製造業 酒類製造業 豆腐製造業 納豆製造業 麺類製造業 食品の放射線照射業 魚介類せり売り業 B以外の1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する給食施設
D	1回以上／6年	飲食店営業(上記以外) 菓子製造業(屋台) 魚介類販売業(包装、自動車) 喫茶店営業 アイスクリーム類製造業(その他) 乳類販売業 食肉販売業(包装、行商) 氷雪製造業 氷雪販売業 許可不要の食品製造・販売業 B、C以外の給食施設